様式２

　　九州大学総長　　　殿

新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航についての誓約書

私は、新型コロナウイルス感染症の影響下において渡航するにあたり、留学/渡航先国・地域では自分自身で安全を確保しなければならないことを理解し、自覚と責任を持って、安全と健康に十分な注意を払うことを誓います。また、渡航のリスクを十分認識した上で渡航を希望し、下記の事項を承諾・遵守することを誓約します。

記

１． 留学/渡航先国・地域が新型コロナウイルス感染症の影響下であることを確認し、自らの判断と責任で渡航します。また、事前に安全情報を収集し、渡航時は「たびレジ」または「在留届」に登録します。

２． 留学/渡航中における新型コロナウイルス感染症への感染については、自らの責任として対処します。

既往症（持病等）がある場合には、必ず事前に渡航の可否や留学中の注意事項について主治医に相談し、主治医の診断および判断に従います。渡航中に病状が急変した場合の対応は、自己責任となることに同意します。

３． 留学/渡航中の疾病に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険又は現地の保険に加入しています。

４． 留学/渡航先国・地域の政府からの指示や在外公館からの通知に注意をはらい、現地の法令を遵守するとともに、責任のある行動をとります。

５． 留学/渡航先国・地域の治安や感染症の状況により、留学/渡航の中止・延期又は帰国勧告を決定する場合があることを理解し、その場合は速やかに指示に従います。

６． 裏面「新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航前に確認すべき項目」を確認し、内容について理解しました。

７．自主隔離期間・濃厚接触者として隔離対象となることによって発生するすべての費用及び上記５によって発生するすべての費用（各種キャンセル料金、新たに発生する航空券取得費用、宿泊費用等）は自己負担となることを確認し、同意します。

-------------------

【健康状態の確認】

この項目は、参加者が留学/渡航先で安全に生活できることを確認するためのものです。必ず事実を記入してください。

□　良好である

□　通院・治療中（既往症(持病等)がある場合）

（➡□３ページ目の（補足情報）【既往症（持病等）がある場合】の内容をすべて確認しました。）

（本人）　署名日　　　　令和　　年　　　月　 日

学部・学府／学科・専攻

学生番号

学生氏名（自署）

本誓約書の内容について同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

（保証人）　署名日　　　　令和　　年　　　月　 日

保証人氏名・続柄（自署）

保証人連絡先

※本様式は、JASSO海外留学支援制度（協定派遣）制度の申請書類としても使用します。

裏面

新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航前に確認すべき項目

（１）留学/渡航先国・地域における最新の感染状況を把握している。

（２）留学/渡航先国・地域への渡航手段がある。

（３）留学/渡航先国・地域に入国の可否及び入国に必要な手続きについて申請中又は完了している。

（４）留学/渡航中の疾病に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険又は現地の保険に加入している。

（５）留学/渡航先国・地域への入国時における水際措置及び入国後に取るべき行動について把握している。

（６）留学/渡航先国・地域で感染の疑いが生じた場合、濃厚接触者として指定された場合、感染した場合に留学/渡航先国・地域において取るべき行動及び相談先を具体的に把握している。

　　　例：

・相談できる機関

・検査できる機関

・受け入れ可能な医療機関

・滞在先

（７）留学/渡航先国・地域で必要な生活物資が確保できる。

（８）留学/渡航先大学等において留学/渡航生の受け入れ体制が取られている。

（９）留学/渡航先大学等において学修を継続するための防疫措置がとられている。

（10）留学/渡航先国・地域における感染拡大抑止のための法令（マスクの着用等）を把握している。

（11）今後、留学/渡航先国・地域において（再）流行した際に取るべき対応をシミュレーションしている。

（12）留学/渡航先国・地域に渡航しないと当初の留学/渡航目的が達成できないこと。

（13）感染症危険情報レベル２以上（レベル４を除く。）での渡航において奨学金等が支給対象となる今年度の特別措置は、新型コロナウイルス感染症の影響に限定した取扱いであることを承知した。【JASSO及びトビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム奨学金受給者のみ】

（補足情報）

|  |
| --- |
| **【新型コロナウイルス感染症に関する注意事項】** |
| ①留学/渡航先国・地域における最新の感染状況・入国時における水際措置・入国後に取るべき行動について自身の責任で把握すること。また、留学/渡航先国・地域の政府からの指示や在外公館からの通知に常に注意を払うこと。情報収集の際は、厚生労働省ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症について」、留学/渡航先国・地域の政府機関のウェブサイト及び「海外渡航危機管理ハンドブック」36ページの「リンク集」に掲載のウェブサイト等が参考になる。  ②留学/渡航先国・地域における感染拡大抑止のための法令（マスクの着用等）を把握しておくこと。また、今後（再）流行した際に取るべき対応（必要な生活物資の確保等）についてシミュレーションしておくこと。  ③留学/渡航先国・地域で感染した（感染の疑いが生じた、濃厚接触者として指定された）場合に取るべき行動及び相談先（相談できる機関、検査できる機関、受け入れ可能な医療機関、滞在先）を具体的に把握しておくこと。  ④厚生労働省によると、次のような場合は重症化しやすいとされている。該当者は予め主治医に相談すること。  糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方  ⑤留学/渡航先国・地域で感染すると多くの場合で隔離治療が必要となるが、異国での隔離治療は非常に大きなストレスを伴うことを理解しておくこと。外部との連絡・接触が制限される可能性もある。特に精神疾患の持病がある場合は一層の注意が必要なため、予め主治医に相談すること。  ⑥留学/渡航先国・地域の感染症の状況等により、本学または留学/渡航先大学が留学/渡航の中止・延期、帰国を指示する場合があることを理解し、その場合は速やかに従うこと。なお、これらの事態により発生するすべての費用（隔離対象となった際の諸費用を含む）は本人／保証人の負担となる。 |

|  |
| --- |
| **【既往症（持病等）がある場合】** |
| ①まずは早めに主治医と「留学/渡航は可能である」か、をしっかり相談しましょう。  ②英文紹介状・薬剤所持証明の準備  ●留学/渡航留中に受診する可能性を想定して、英文で診療情報提供書（紹介状）を主治医に書いてもらいましょう。  ●1ヶ月以上の処方薬を持参する場合には薬剤所持証明書か、上記紹介状に病名・処方薬剤名・処方量を明記してもらいましょう。特に粉末薬は、通関の際に違法薬物と誤解されると厄介です。必ず英語で書いてもらって手荷物に持っておきましょう。  ③留学/渡航中の薬  ●短期留学/渡航の場合：予定日数より余裕を持って持参しましょう。  ●長期留学/渡航の場合：現地の健康保険に加入し、定期的に現地の医療機関を受診するようにしましょう。  ●薬は、少なくとも1週間程度のものを手荷物に入れておきましょう。スーツケースが空港で紛失（ロスト・ラゲージ）することは珍しくありません。  ④必要に応じて、病気のこと・発作時の対応などを現地大学の担当者・ホストファミリー・教員・友人などに伝えておきましょう。 英文紹介状の保管場所を知っておいてもらうか、預かっておいてもらうのが良いでしょう。  ⑤入院することになった場合でもカバーされる保険に加入しましょう。 |

参考：公益社団法人 全国大学保健管理協会 国際連携委員会 一般社団法人、国立大学保健管理施設協議会 国際交流推進特別委員会 編集「海外留学健康のてびき2019年4月 第三版」P5

http://health-uv.umin.ac.jp/kanren/img/ryugaku\_kenko\_3.pdf